

ふるさと納税で京丹後へGo！！「京丹後ふるさと宿泊クーポン券」取扱開始

京丹後市観光公社では、ふるさと納税制度を活用し、京丹後市への寄附の促進による「市民と地域がキラリと『光り輝くまち』」の実現を目指すとともに、実際に宿泊客を誘客することによる京丹後市観光公社会員施設への送客及び地域経済の活性化と高付加価値化を図るため、本市へ寄附された方へのお礼品として宿泊クーポン券（以下、「宿泊券」という。）を発行します。

- 1 事業主体 京丹後市観光公社
- 2 実施期間 令和2年12月1日（火）正午（予定）から、ふるさと納税ポータルサイトに掲載
- 3 対象施設 京丹後市観光公社の会員施設のうち、次の（1）から（3）の全てを満たす施設で、当事業への参加登録を行った施設 <11/30 現在 51 施設 ※随時追加>

- （1）旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定する旅館業の営業許可を受けている者が営む施設
- （2）京丹後市と京丹後市観光公社が連名で作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（標準的対策）」を参考に適正な感染防止対策を講じている施設
- （3）「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」を理解し、京丹後市観光公社が発行する「安全・安心な観光推進のまち」宣言事業所ステッカーを貼付している施設

4 実施内容

- （1）京丹後市へのふるさと納税の返礼品として、参加宿泊施設で利用できる宿泊券を発行します。
- （2）1口あたり40,000円の寄附に対し、「10,000円分」の宿泊券を1枚発行します。
- （3）宿泊者向けアンケートを実施します。

5 宿泊券の詳細

- （1）額 面 10,000円
- （2）掲載サイト 12月1日正午（予定）から、「ふるさとチョイス」、「ふるぽ」に掲載。
（今後、「京丹後市ふるさと納税特設サイト」等に順次掲載予定。）
- （3）利用施設 本事業に参加申込した京丹後市観光公社の会員宿泊施設のみ
リストはこちら⇒ <https://www.kyotango.gr.jp/furusato-list/>
- （4）有効期間 発行日から1年間。有効期間外の宿泊券は無効です。
- （5）利用内容
 - ①1回の精算に利用できる宿泊券の枚数や人数に制限はありません。
 - ②各種キャンペーン等の割引後の支払額にご利用いただけます。
 - ③宿泊施設での支払額が宿泊券の金額を下回る場合でも、差額返金は不可。
 - ④日帰り利用の場合は、利用不可。
 - ⑤宿泊予約の方法は問いませんが、宿泊券を利用できるのは、現地での精算の場合のみ。
事前決済の場合は利用不可。
 - ⑥宿泊キャンセル料に対する利用は不可。
 - ⑦払い戻し、換金・交換・転売は不可。
 - ⑧盗難・紛失・滅失等があっても再発行は不可。



本件に関するお問い合わせ

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DMO）京丹後地域本部

海の京都

（通称：京丹後市観光公社）事務局（担当：宇野、楠本）TEL：0772-72-6070/FAX：0772-72-0822